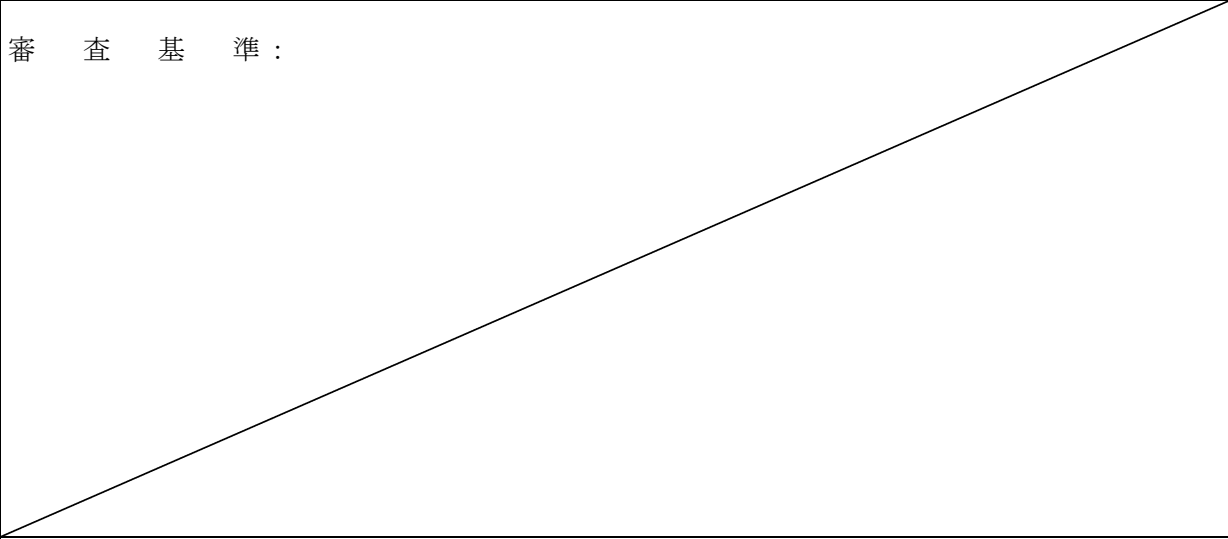


審 査 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号～第7号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：住所地又は申請者が警備員である場合におけるその者が属する 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：